

生鮮食品(水産物)編

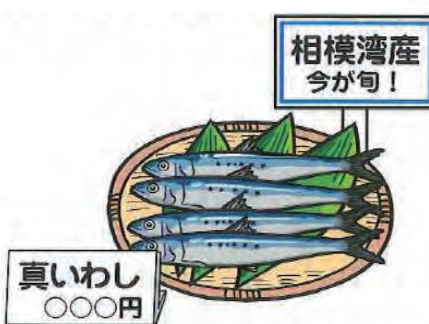
★水産物に必要な表示事項は **名称** **原産地** **解凍** **養殖** です。

名称:その内容を表す一般的名称
 原産地:国産品は漁獲した水域名(水域名の記載が困難な場合は、水揚げされた港名又は水揚げされた港の属する県名も可)又は主たる養殖場の属する都道府県名
 輸入品は原産国名
 解凍:冷凍したものを解凍して販売する場合、「解凍」の表示が必要
 養殖:養殖されたものを販売する場合、「養殖」の表示が必要
 ※食品表示基準での「養殖」とは、幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいいます。

★水産物とは 魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類をいいます。
 ★表示者と表示場所 表示義務は、「生産者」から「消費者へ直接販売する小売業者」までの流通過程のすべての食品関連事業者の方にあります。
 小売業者(消費者に対して販売する事業者) 容器包装の見やすい箇所、又は商品に近接した掲示その他見やすい場所に表示してください。
 流通業者(卸、仲卸、輸入業者等) 容器包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に表示をし、次の流通段階の人に確実に伝えてください。

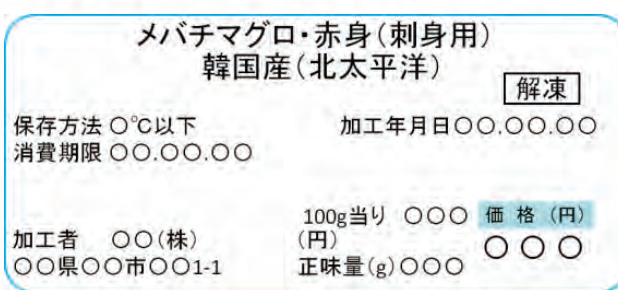
表示例

(1)商品に近接した表示



※仕入れの箱などに正しい名称・原産地の表示があれば、そのまま利用できます。

(2)容器包装への表示(ラベル例)



【生鮮食品(水産物)に関するQ&A】

- Q 外国船籍の漁船が漁獲したマグロを国内の漁港に水揚げした場合、その漁港名又は漁獲水域名を原産地として表示できますか。
 A 国際ルール(世界税関機構(WCO)の協定)に基づき、漁ろう活動が行われた国及び漁獲を行った船舶が属する国が原産国になります。
 Q 「水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港が属する都道府県名の表示に代えることができる」とは具体的にどのような場合ですか。
 A 水揚げした港又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる場合は、水域をまたがって漁をする場合等水域名の表示が困難な場合です。
 水域名の表示は、魚種により広範囲に回遊するもの、沿岸にいるもの等があつて一律に規定できないことから、魚種ごとにこのような特性を踏まえ、一般消費者の選択に資する水域名を表示すべきものと考えています。

出典:消費者庁「食品表示基準Q&Aについて(平成27年3月30日消費表第140号)」

【参 考】次のような場合は加工食品になります。

- 加熱、湯通ししたもの……(例) むき身あさり(加熱)、ゆでえび、蒸しだこ
- 異種混合の刺身パック品……(例) 刺身盛り合わせ
- 乾燥したもの……(例) 干物、乾燥わかめ
- 酢等で加工したもの……(例) しめさば、酢だこ
- 塩蔵等をしたもの……(例) 塩たらこ、塩蔵わかめ

業者間取引にも表示が義務付けられています！

業務用加工食品の原材料になる業務用生鮮食品及び一般消費者に販売される形態となっているもの以外の業務用加工食品の取引には、表示が必要です。(義務表示の項目は、食品表示基準第10条、第24条に規定されています。)

業者間取引では、容器包装、送り状、納品書等(製品に添付されているものに限る。)又は規格書等(製品に添付されていないものであって、当該製品を識別できるものに限る。)へ記載してください。
 ただし、他の法律で容器包装への表示が義務づけられているものには、これらに従った表示が必要です。
 ・記載様式、文字の色、大きさ等の規制はありません。
 ・容器包装に入れられていないものにも表示が義務づけられています。
 ・表示の根拠となる書類等は、整備・保存するように(おおむね3年)努めてください。

品質事項の表示を守らないときには？



食品表示基準に定める品質事項を表示しない場合、又は遵守事項を遵守しない場合には、品質事項を表示する旨、又は遵守事項を遵守する旨を指示することがあります。指示をした場合、店名などが公表されることになっています。
 原産地について虚偽の表示をした食品を販売した者は、直罰規定により、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金に処されることがあります。

新しい食品表示制度の改正点

平成27年4月1日より食品表示法が施行されました。主な変更点は以下のとおりです。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 1 加工食品と生鮮食品の区分の統一 | 7 原材料名表示等に係るルールの変更 |
| 2 製造所固有記号の使用に係るルールの改善 | 8 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善 |
| 3 アレルギー表示に係るルールの改善 | 9 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定 |
| 4 栄養成分表示の義務化 | 10 表示レイアウトの改善 |
| 5 栄養強調表示に係るルールの改善 | 11 機能性表示食品制度を新設 |
| 6 栄養機能食品に係るルールの変更 | ※ 経過措置期間(加工食品及び添加物は5年、生鮮食品は1年6ヶ月) |

詳しくは下記HPをご覧ください。なお、同HPには、食品表示法、食品表示基準、同基準に係るQ&A等が掲載されています。
 食品表示一元化情報(消費者庁食品表示規格課) <http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

お問い合わせ・ご相談先

食品表示は品質事項のほか、衛生事項、保健事項が規定されていますので、詳細はそれぞれの事項を所管する担当窓口へお問い合わせください。

- 品質事項(・加工食品の名称、原材料名の表示 ・生鮮食品の名称、原産地名の表示など)
 ■神奈川県 各保健福祉事務所(各センターを含む) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f211/p3678.html>
 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、県生活衛生課茅ヶ崎駐在事務所 0467-83-1500
 (横浜市は、市食品衛生課 045-671-3378
 川崎市は、市食品安全課 044-200-0878
 相模原市は、市農政課 042-769-8239)
- 衛生事項(・加工食品等の消費期限(賞味期限)の表示 ・アレルギーを含む食品の表示など)
 ■神奈川県 各保健福祉事務所(各センターを含む)
 (横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町を含む)は、各市保健所・保健福祉センター)
- 保健事項(・食品の栄養表示 ・栄養機能食品、特別用途食品、機能性表示食品の表示など)
 ■神奈川県 各保健福祉事務所(各センターを含む)
 (横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町を含む)は、各市保健所・保健福祉センター)

神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課
 〒 231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-4940

食品表示法に基づく品質事項の表示

消費者の安全及び自主的かつ合理的な食品選択のため、消費者に販売されるすべての食品に品質事項の表示が義務付けられています。事業者の皆様は適切な表示を行ってください。

※一般用生鮮食品及び一般用加工食品を例に説明しています。

生鮮食品(農産物)編

★農産物に必要な表示事項は **名称** と **原産地** です。

名称:その内容を表す一般的名称
 原産地:国産品は都道府県名(市町村名その他一般に知られている地名も可)
 輸入品は原産国名(一般に知られている地名も可)

★農産物とは 米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品をいいます。
 ★表示者と表示場所 表示義務は、「生産者」から「消費者へ直接販売する小売業者」までの流通過程のすべての食品関連事業者の方にあります。
 小売業者(消費者に対して販売する事業者) 容器包装の見やすい箇所、又は商品に近接した掲示その他見やすい場所に表示してください。
 流通業者(卸、仲卸、輸入業者等) 容器包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に表示をし、次の流通段階の人に確実に伝えてください。

表示例

(1)商品に近接した表示



(2)箱を利用した表示

仕入れの箱や包装袋などに正しい名称・原産地の表示があれば、そのまま利用できます。



【参 考】次のような場合は加工食品になります。

- 複数のカット野菜等をパック詰めしたもの……(例) カット野菜ミックス、カットフルーツミックス
- 加熱したもの、湯通ししたもの……(例) タケノコ水煮、アク抜きした山菜、下ゆでしたさといも
- 日干し等の乾燥を行ったもの……(例) 乾しいたけ、干し柿

玄米及び精米(容器包装されたもの)

必要な表示は次の5項目です。
 ①名称…「玄米」「もち精米」「胚芽精米」「うるち精米(うるちは省略可)」の中から、その内容を表すもの
 ②原料玄米…「産地」「品種」「産年」「使用割合」
 産地、品種、産年を表示することができるものは、原料玄米が農産物検査法等による証明を受けたものに限られます。
 ③内容量…単位を明記して表示します。(グラム又はキログラム)
 ④精米年月日…玄米の場合は、「調製年月日」と表示します。
 ⑤食品関連事業者…氏名又は名称、住所、電話番号 表示を行う者が精米工場の場合は、「精米工場」と表示します。
 ●文字の大きさ 12ポイントの活字(内容量3kg以下のものにあつては8ポイント)以上の大きさの統一のとれた文字で表示します。
 【注意】量り売りの場合は、①名称②原産地の表示が必要となります。

| 〔単一原料米の場合〕 | | | | 〔複数原料米の場合〕 | | | |
|------------|--------------------|----|------|------------|--------------------|----|---------|
| 名称 | 産地 | 品種 | 産年 | 名称 | 産地 | 品種 | 産年/使用割合 |
| 原料玄米 | 神奈川県 | 〇〇 | 〇〇年度 | 原料玄米 | 国内産 | | 10割 |
| 内容量 | 5kg | | | 内容量 | 5kg | | |
| 精米年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | | | 精米年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | | |
| 販売者 | 株式会社〇〇 | | | 販売者 | 株式会社〇〇 | | |
| | 神奈川県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇-〇〇 | | | | 神奈川県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇-〇〇 | | |
| | TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇 | | | | TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇 | | |

生鮮食品(畜産物)編

★畜産物に必要な表示事項は **名称** と **原産地** です。

名称: その内容を表す一般的名称
 原産地: **国産品は国産である旨**(主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名も可)

輸入品は**原産国名** ※「主たる飼養地」とは、最も長い期間飼養されていた場所をいいます。

★畜産物とは
 食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品をいいます。

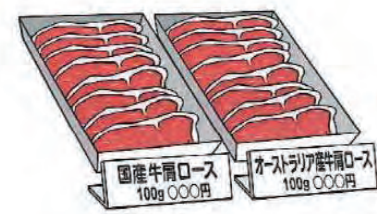
★表示者と表示場所
 表示義務は、「生産者」から「消費者へ直接販売する小売業者」までの流通過程のすべての食品関連事業者の方にあります。

小売業者(消費者に対して販売する事業者)
 容器包装の見やすい箇所、又は商品に近接した掲示その他見やすい場所に表示してください。

流通業者(卸、仲卸、輸入業者等)
 容器包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に表示をし、次の流通段階の人に確実に伝えてください。

表示例

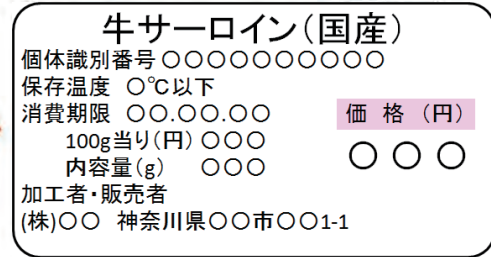
(1)商品に近接した表示



※「和牛」の表示だけでは原産地表示となりません。「国産」など別途原産地を表示してください。

※ 国名表示ではU.S.Aなどのアルファベット表記は認められていません。「アメリカ産」などと表示してください。

(2)容器包装への表示(ラベル例)



※ 容器包装に入れて販売する場合は、「名称」「原産地」に加えて「内容量」「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示も必要です。

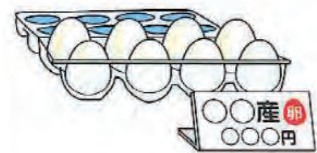
(3)原産地の店内一括表示事例

商品ごとに表示することが原則ですが、販売されている畜産物がすべて「国産」であれば、原産地については壁やボードなどに一括して表示することは可能です。



(4)食用鳥卵の表示

鶏卵などの食用鳥卵も食品表示法上の畜産物にあたり、肉類と同様、名称及び原産地の表示が必要です。ただし、養鶏場の名称及び住所が容器等に記載されている場合は、原産地表示がされているものと見なされますので、お店で別途表示する必要はありません。



◆地名を冠した銘柄名(ブランド名)が表示してある場合

「銘柄に記載された地名が属する都道府県」と「主たる飼養地が属する都道府県」が一致しない場合は、消費者の誤解を防止するため、**主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として表示することが必要です。** [表示例]名古屋コーチン(岐阜県産)

【参考】次のような場合は加工食品になります。

- 合挽肉(牛、豚等の肉を混合した場合)
- 焼き肉用の肉(調味液に漬けた肉類)
- 豚カツ用の肉(衣をつけた場合)
- 牛のたたき、ローストビーフ等



加工食品編



★加工食品とは
 食品表示法における「加工食品」とは、製造又は加工された食品のうち、食品表示基準で定めるものです。(容器包装されたものに表示が義務づけられています。)

- 名称** その内容を表す一般的名称を表示してください。
- 保存方法** 食品の特性に従い表示してください。
- 消費期限又は賞味期限** 品質が急速に劣化しやすい食品には「消費期限」を、それ以外の食品には「賞味期限」を表示してください。
- 原材料名** 原材料(食品添加物以外)に占める重量の割合の多いものから順に最も一般的な名称をもって表示してください。
- 添加物** 添加物に占める重量の割合の多いものから順に食品表示基準に定める方法で表示してください。
- 内容量又は固形量及び内容総量** 内容重量(重さ)、内容体積(かさ)又は内容数量に単位を明記して表示してください。
※固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したものは、内容量に代えて「固形量」及び「内容総量」を表示してください。
- 栄養成分** 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量を表示してください。
- 食品関連事業者** 表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示してください。
- 製造所又は加工所の所在地** 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を表示してください。
- 原料原産地名** 製品に占める重量割合上位一位の原材料の原産地を表示してください。
- 原産国名** 輸入品にあつては原産国名を表示してください。

・食品表示基準 ●表示に用いる文字は、8ポイントの活字以上の大きさの文字で表示します。(表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては、5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができます。)

★表示箇所
 定められた様式により、容器包装の見やすい箇所に表示してください。ただし、定められた様式と同等程度にわかりやすく一括して表示することは可能です。

★表示者
 表示義務は、**製造業者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者**にあります。

表示例1

名称 ポークソーセージ(ウインナー)
 原材料名 豚肉(国産、カナダ産)、豚脂肪、たん白加水分解物(大豆、豚肉、ゼラチンを含む)、還元水あめ、食塩、香辛料(大豆を含む)／調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na,K)、…
 内容量 〇〇〇g
 消費期限 〇〇〇〇.〇〇.〇〇
 保存方法 〇℃以下で保存してください。
 製造者 (株)〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1-1



表示例2

名称 干しそば
 原材料名 さば(国産)、食塩
 内容量 〇枚
 賞味期限 枠外下部に記載
 保存方法 要冷蔵(10℃以下)
 製造者 〇〇商店株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1

※原料原産地名は原材料名欄に括弧書きで表記してください。かまいません。
 ※やむを得ない事情により、他の箇所に記載する場合記載場所を明確にする必要があります。

平成29年9月1日より

国内で製造した全ての加工食品の原材料の原産地表示が義務づけられました。
 経過措置期間 平成34年3月31日まで

国別重量順表示 原則

1番多い原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します。
 2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名を表示します。
 原材料の原産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は、「その他」とまとめて表示することもできます。

| | |
|------|--------------------------------|
| 名称 | ポークソーセージ(ウインナー) |
| 原材料名 | 豚肉(カナダ、アメリカ、その他)、豚脂肪、たん白加水分解物… |

原材料が国産品の場合、次の表示も可
 農産物の場合 都道府県名その他一般に知られている地名
 畜産物の場合 主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
 水産物の場合 生産した水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
 原材料が輸入品の水産物の場合、原産国名に水域名の併記可

製造地表示 原則

1番多い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地を「〇〇製造」と表示します。
 1番多い原材料に使われた生鮮食品の産地が分っている場合、その産地を表示することもできます。

| | |
|------|------------------------------------|
| 名称 | 清涼飲料水 |
| 原材料名 | りんご果汁(ドイツ製造)、果糖ぶどう糖液糖、果糖/酸味料、ビタミンC |

又は表示

原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

| | |
|------|-----------------------------|
| 名称 | ポークソーセージ(ウインナー) |
| 原材料名 | 豚肉(カナダ又はアメリカ)、豚脂肪、たん白加水分解物… |

大括り表示

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」等と括って表示する方法です。

| | |
|------|---------------|
| 名称 | こいくちしょうゆ(本醸造) |
| 原材料名 | 大豆(輸入)、小麦、食塩 |

大括り表示+又は表示

「大括り表示」の認められる条件を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示が困難な場合であつて、「又は表示」の認められる条件を満たす場合に限り認められる方法です。

| | |
|------|------------|
| 名称 | 小麦粉 |
| 原材料名 | 小麦(輸入又は国産) |

※小麦の産地は、賞味期限の2年前の使用実績順

「又は表示」をする場合には、過去の使用実績等における重量割合が5%未満の原産地について、原産地名の後ろに括弧を付して、「5%未満」などと表示します。

※外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合及び輸入品は対象外です。
 ※食品表示基準別表第15に定める食品(22の食品群と5品目)は、個別の基準に従って表示します。